

〔論 説〕

解離性同一性障害と刑事責任能力

—日本の裁判例の分析を中心に—

中京大学 法務総合教育研究機構 教授

緒 方 あ ゆ み

- I はじめに
- II 解離性同一性障害とは
 - 1 パーソナリティとは
 - 2 解離、解離性障害とは
 - 3 解離性同一性障害とは
 - 4 発症原因と治療
 - 5 解離性同一性障害の診断基準
- III 解離性同一性障害を有する者の刑事責任能力判断
 - 1 日本の刑事裁判で初めて DID が注目された事件
 - 2 解離性同一性障害と刑事責任能力
 - 3 判 例
 - (1) 完全責任能力が認められた事例
 - ア. 地裁判例
 - イ. 高裁判例
 - ウ. 最高裁まで争われた事例
 - (2) 責任能力を一部否定した事例
 - (3) その他
 - 4 検 討
 - (1) 判例の傾向
 - (2) 量刑での考慮
- IV おわりに

I はじめに

本来、「人格」(personality)は、自らが主体的に形成したものであるから統一性が保たれているはずである。しかし、何らかの原因でその統一性に障害を来したものが、かつて「二重人格」(dual personality)や「多重人格」(multiple personality)と呼ばれていた「解離性同一性障害」(Dissociative Identity Disorder; 以下、DIDと表記することもある)である。二重人格や多重人格が題材となった文学作品は多い。たとえば、一人の人間の中にある善と悪の争いを寓話化し、人間の内面の分裂とそれが外面に露呈したときの恐怖を描き出した物語であるイギリスのR.L. Stevensonの小説『ジギル博士とハイド氏の奇妙な事件』(1886年、原題は*The Strange Case of Dr. Jekyll and Mr. Hyde*)は、日本でも多くの翻訳本が出版され、映画化やミュージカル化された¹⁾。また、アメリカのDaniel Keyesのノンフィクション『24人のビリーミリガン』(1981年、原題は*The Minds of Billy Milligan*)の題材は、1977年に米オハイオ州立大学内で発生した連続強盗強姦事件である。事件の犯人であるBillyは、DIDに罹患しており、犯行は年齢、性別、性格、国籍、知能などが異なる複数の別人格が引き起こし、本人(主人格)には犯行当時の記憶が全くなかったとして精神障害を理由に無罪が言い渡され、保安機能を有する精神科病院に移送された。作者が本人へのインタビューや関係者の証言をもとに本人の内面の葛藤を描き出した同作品により、多重人格という精神障害が世界中に広く知られることになった。

刑事責任能力判断に関する刑法39条の規定は、解離性同一性障害のような複数の人格を有する者を想定していない。その背景の一つとして、歴史的に日本の刑法理論に大きな影響を与えたドイツなどのヨーロッパ諸国で広まった、人の「理性」を重視する啓蒙思想の考え方がある。人間は理性的な存在であり、理性によってその人の遺伝的素質や社会的環境に働きかけ、主体的に自己の行動を選択する自由な意思を有しているので(相対的意思自由論)、自由意思により

¹⁾ なお、ジギルとハイドのような関係の場合、別人格というよりも一人の人物の中の正反対の側面が言動に現れるのだから、厳密には二重人格ではないとの指摘がなされている。「二重人格」JapanKnowledge(世界大百科事典)の増野肇+浅井昌弘の解説。本作品を精神医学的観点から分析するものとして、林直樹「映画『ジギル&ハイド』と解離性同一性障害 自己分裂の不安に立ち戻る」BRAIN and NERVE 74巻12号(2022年)1366頁以下。

決定した行動〔犯罪〕の結果について責任を負う（道義的責任論）²⁾。このように解した場合、DIDのような統一されていない複数の理性を有する者の行為責任はどこ〔誰〕に帰属するのか。主人格（最も長期間身体を支配している人格状態）が認識していないところで別人格（主人格以外の人格状態）が犯罪を引き起こした場合、身体は一つであるので主人格にその責任を問うことはできるのであろうか。

以下に、本稿では、解離性同一性障害についての精神医学上の定義を確認した上で、同障害を有する者の刑事責任能力判断が争われた日本の裁判例および学説について分析し、若干の検討を行うこととする。

Ⅱ 解離性同一性障害とは

1 パーソナリティとは

人は誰でも「パーソナリティ」（人格）を有している。パーソナリティとは、「個人を特徴づける全体的な思考・行動様式の統一的全体」を意味する。自分が何をしようとしているのかを意識し、何をしたかを記憶し、そして、自分が何者であるか、これを「本人」として把握しているのが「統一性」〔同一性〕である³⁾。しかし、こうした機能が、身体疾患の存在なしに部分的ないし完全に失われてしまうのが「解離性障害」（Dissociative Disorder）である。

2 解離、解離性障害とは

「解離性同一性障害」は、解離性障害の中に定義される。同障害は、記憶や自分自身に関する認識、痛みなどの感覚が一時的に失われてしまう症状を来す精神疾患である。「解離」は心の防衛反応（心理的防衛機制）であり、無意識のうちに出現する。たとえば、被虐待経験など耐え難い苦痛な出来事から自分自身の感情や記憶を手放す（切り離す）ことにより、心理的に逃避する。現実には満たされない欲求を空想の中で満たす心的規制の一つである「白昼夢」

²⁾ 大谷實『刑法講義総論〔新版第5版〕』（成文堂、2019年）38、306頁。

³⁾ 上島国利ほか編『精神医学テキスト—精神障害の理解と治療のために〔改訂第5版〕』（南江堂、2023年）205頁。

(daydream) も、一過性の「解離状態」である。しかし、逃避により自己の統一性が犠牲になるため、本人の意識や記憶の連続性に問題が生じる。意識と現実の接点がなくなった状態が強くなり、解離時に特定の人格や記憶を持っていると解離性同一性障害と診断される。

3 解離性同一性障害とは

解離性障害の中で最も解離の程度が重篤であり、回復が困難とされるのが解離性同一性障害である。日本において精神科での診察や刑事精神鑑定の際に広く用いられている、後述のアメリカ精神医学会 (APA) による操作的診断基準・診断分類である DSM-IV (1994)⁴⁾から、診断名が、マイナスイメージがつきまといやすい多重人格障害から解離性同一性障害に変更された。同障害は、1980年代半ばからアメリカを中心に研究が進み報告例が急増し、1990年代からは日本でも関心を寄せる臨床家が増え、稀な症例でなくなった。

DID は、「自分」という一人の人間、一個の脳の中に本人と明確に区別できる二人以上のパーソナリティ状態、すなわち「別人格」〔交代人格〕(alternating consciousness) が存在し、何らかのきっかけで別人格が出現する。精神医学臨床の通説的な理解では、別人格が複数の場合、内気な人格と活発な人格のように互いに補い合う正反対といえる存在が出現することが多いが、それらは本人の本来の人格傾向や能力の一部であり、それぞれが独立・発達したものであると考えられている⁵⁾。

成長するにつれて複数の人格が明確になり、各人格は独自の記憶、行動様式や好みを持つ。別人格が主人格と異なる名前を名乗ることもあれば、性別、年齢、性格傾向のほか、利き手、筆跡、言葉遣い、声色、態度まで変わる場合もある。別人格が現れている間は、主人格である本人の行動は完全に支配され、記憶が抜け落ちるとされる。なぜならば、表にでている別人格が本人の身体の実行を制御するために、主人格を含む他の人格の記憶が抑圧されるからであ

⁴⁾ American Psychiatric Association, *Diagnostic and Statistical Manual of Mental Disorders, 4th ed.*, American Psychiatric Publishing, Inc.1994.

⁵⁾ 他方、脳科学的観点から、別人格は主人格の一部ではなく、主人格から独立した別個の人格、すなわち、それぞれが個性を持つ「他者」として存在しているとする見解として、岡野憲一郎「我が国においてポリサイキズムは可能か？—解離性障害における『他者性の問題』—」こころと文化20巻1号(2021年)28頁。

る。しかし、本人の内的世界の中で、主人格以外の別人格たちが交流して互いの行動や記憶を共有していることもある。複数の人格が現れることが直ちに重症ということにはならないが、出現したばかりの人格が現実判断を誤り、本人や周囲の不利益につながることもある⁶⁾。

4 発症原因と治療

解離性同一性障害の多くは、本人の素因（解離の起こしやすさ）に加えて、学校でのいじめ⁷⁾や家庭内での虐待など、幼少期に体験した深刻なトラウマ〔心的外傷〕や、家庭内・外の人間関係のストレスにより自分が安心できる居場所がないことがきっかけとなって、それを自分で直視できず、他人に言えずに抑圧することから生じる。強いトラウマやストレスを自分から切り離して自身を守ろうとする防衛反応が繰り返されることにより、別人格が増えていく患者が多い⁸⁾。症状が進行すると、別人格が勝手に行動したり、主人格が全く記憶にないことを他人に語ったりするため、日常生活に支障を来たすようになる。

DID の治療は、精神療法や心理療法を中心として、障害の背後にある深刻なトラウマ体験などの苦悩や本人が困っていることについて治療や援助を行う。無理に人格を減らして一つに統合していくのではなく、現れた人格すべてをその人の人格と考え、主人格の日常生活に支障を来たさないように全体を調和させ、折り合いをつけることを目標とする（段階的治療法）⁹⁾。

⁶⁾ 「こころの病気(4)解離性同一性障害—強いトラウマ引き金に複数の人格（病を知る）」日本経済新聞 2006年5月23日夕刊16頁の金吉晴医師の解説。

⁷⁾ 民事判例ではあるが、名古屋高判平成24年12月25日判時2185号70頁は、名古屋市の私立中学校1年生在学中に複数の同級生から継続的ないじめを受け、2年生進級時に転校後 DID を発症して、高校2年生時（転校から約3年4か月後）に自宅マンションから飛び降りて自死した娘の母親が、いじめ防止のための適切な措置を講じず放置した結果であるとして、学校法人を相手取り計約4,240万円の賠償を求めた事案につき、いじめおよびその放置と DID 発症との間の相当因果関係を認めて損害賠償請求の一部（約610万円）を認容した。

⁸⁾ この点に関して、DID および性同一性障害当事者で13人の別人格とともに生活を送っている haru 氏（の別人格たち）は、「自分の中から忘れた記憶を別の人格に預けて解離させる」、「重荷から解放されるために交代人格を生まざるを得なかった」と表現する。haru『ぼくが13人の人生を生きるには身体が足りない 解離性同一性障害の非日常な日常』（河出書房新社、2020年）152、156頁。本書の解説を執筆した前掲・注5)の岡野医師によると、DID は女性が圧倒的に多く（男女比は1:9）、発症年齢は10代後半から20代前半が大半とのことである。同208頁。その他、「別人格持つ解離性同一性障害に理解を『VIVANT』の主人公は？」産経新聞 2023年9月14日9時配信記事の同医師のコメント。

⁹⁾ 段階的治療法について説明したものとして、内堀麻衣「解離性同一性障害における内的世

5 解離性同一性障害の診断基準

DSM-5 (2013)¹⁰⁾によると、解離性同一性障害 (300.14) は、2 つまたはそれ以上の、他とはっきりと区別されるパーソナリティ状態によって特徴づけられた同一性の破綻や、反復する健忘エピソードなどを内容とする (次頁図参照)¹¹⁾。鑑定の場合では、犯行以前からの人格交代と健忘の存在が客観的に確認されていることが重視される¹²⁾。そのため、主人格が別人格に支配されたという行動の内容を傍観者として具体的に説明できる¹³⁾、主人格が別人格に乗っ取られた際の個人的情報想起が十分に可能である¹⁴⁾といった場合は、DID の診断から除外される。

界の構造と場所の機能」東京女子大学紀要論集 68 巻 1 号 (2017 年) 226 頁以下。

¹⁰⁾ その後、2022 年に本文改訂版の DSM-5-TR が公表されているが、DID の診断基準に関する記述に変更はない。American Psychiatric Association, *Diagnostic and Statistical Manual of Mental Disorders, Text Revision Dsm-5-TR*, American Psychiatric Publishing, Inc.2022.

¹¹⁾ 日本語訳は、高橋三郎=大野裕監訳『DSM-5 精神疾患の分類と診断の手引』(医学書院、2014 年) 151 頁。WHO『国際疾病分類第 10 改訂版』(ICD-10、2003 年) では、DID は発生が稀であるとして F44.8「他の解離性(転換性)障害」の一つ(下位分類)として F44.81「多重人格障害」の診断名で記載されていた。ICD-11 (2018 年) 改訂後は、6B「解離性障害」の分類の中に、独立した診断として 6B64「解離性同一性障害」が DSM の診断名・診断基準と合わせた形になっている。<https://icd.who.int/browse11/l-m/en#/http://id.who.int/icd/entity/1829103493>。その他、新たに 6B65「部分的解離性同一性障害」が置かれた。同障害は、主人格が日常生活で正常に機能し、状況に応じて他の人格が一過性に限られた行動を行う場合に診断される。例えば、極度に感情的な負荷がかかる状況や、自傷行為の途中、トラウマ記憶が活性化される状況などが想定される。この点に関して、金吉春「ICD-11 におけるストレス関連症群と解離症群の診断動向」精神神経学雑誌 123 巻 10 号 (2021 年) 681 頁。

¹²⁾ 鈴木志帆ほか「解離性同一性障害との関わりが問題となったインターネット犯罪—精神鑑定例から—」臨床精神病理 26 号 (2005 年) 143 頁。

¹³⁾ 横浜地判平成 26 年 2 月 14 日 Lex/DB 文献番号 25503083 (傷害の件で執行猶予期間中に、交際相手との口論をきっかけに被害者を絞頸により窒息死させた事案)。

¹⁴⁾ さいたま地判平成 20 年 6 月 20 日裁判所ウェブサイト (路上で通りがかりの男性を所携のペティナイフで刺殺した事案)。

(図) 解離性同一性障害

- A. 2 つまたはそれ以上の、他とはっきりと区別されるパーソナリティ状態によって特徴づけられた同一性の破綻で、文化によっては憑依体験と記述されうる。同一性の破綻とは、自己感覚や意思作用感の明らかな不連続を意味し、感情、行動、意識、記憶、知覚、認知、および/または感覚運動機能の変容を伴う。これらの徴候や症状は他の人により観察される場合もあれば、本人から報告される場合もある。
- B. 日々の出来事、重要な個人的情報、および/または心的外傷的な出来事の想起についての空白の繰り返しであり、それらは通常のもの忘れでは説明がつかない。
- C. その症状は、臨床的に意味のある苦痛、または社会的、職業的、または他の重要な領域における機能の障害を引き起こしている。
- D. その障害は、広く受け入れられた文化的または宗教的な慣習の正常な部分とはいえない。
注：子どもの場合、その症状は想像上の遊び友達または他の空想的遊びとしてうまく説明されるものではない。
- E. その症状は物質（例：アルコール中毒時のブラックアウトまたは混乱した行動）や他の医学的疾患（例：複雑部分発作）の生理学的作用によるものではない。

Ⅲ 解離性同一性障害を有する者の刑事責任能力判断**1 日本の刑事裁判で初めて DID が注目された事件**

刑事裁判で初めて解離性同一性障害（多重人格）が問題になったのは、1988～89年に発生した連続少女誘拐殺人事件¹⁵⁾である。本件は、被告人の責任能力が主な争点であり、簡易鑑定と公判に入って行われた2回の鑑定は、①人格障害（現在のパーソナリティ障害、簡易鑑定および第1次鑑定）、②ヒステリー性解離症状を主体とする反応性精神病（人格の変換、いわゆる多重人格を認めるもの、第2次鑑定）、③破瓜型精神分裂病（現在の統合失調症、第2次鑑定）の3種に分かれた。第1審¹⁶⁾は、②③鑑定を採用せず、性格の極端な偏りに止まるとする①鑑定に依拠して被告人に完全責任能力を認めた。②鑑定を採用しなかった理由として、裁判所は、「本件各犯行はいずれも性的欲求の充足という目的に沿った性犯罪で

¹⁵⁾ 最判平成18年1月17日集刑289号15頁。本件の解説として、本庄武「ロー・ジャーナル『連続少女誘拐殺人事件』最高裁判決」法学セミナー617号（2006年）4-5頁ほか。

¹⁶⁾ 東京地判平成9年4月14日判タ952号75頁。第1審の評釈として、浅田和茂「完全責任能力が認められた事例—連続少女誘拐殺害事件」平成9年度重要判例解説153頁以下ほか。

あって、被告人のかねてからの性的関心に照らして矛盾はなく、犯行の経過にも一貫した流れがあり、被告人に人格変換が生じていることをうかがわせる形跡は見当たらないのであり、同様の事態が四度も繰り返されているということにも照らすと、本件各犯行時に被告人に人格変換が生じていたとは到底思われない¹⁷⁾。被告人側の上訴に対し、控訴審¹⁸⁾で詳細な被告人質問を行い、上告審で記録を精査した上でも結論は変わらなかった。しかし、世間を震撼させた本件において、②鑑定が、被告人に平素の人格以外に3人の人格を認め、そのうちの1つである今田勇子を名乗る別人格が本件各殺人に関与したと思われると判断したことは、刑事裁判で初めて多重人格を有する(かもしれない)者の刑事責任能力が問題となったこともあり、裁判所の判断が国民の強い関心を集めた。

2 解離性同一性障害と刑事責任能力

個々の行為や意思は、具体的な行為者の人格によって相対的に決定されるため、「人格」は行為当時の意思の自由や主体性を判断するための要素となる。したがって、刑法39条に規定する責任能力は、個々の行為についての能力ではなく、その前提となる一般的な人格的能力をいう。そして、刑法における「責任」とは、適法行為を決意することが期待できたにもかかわらず、違法行為を決意したことについての行為者に対する非難可能性を意味するので、「責任能力」とは、「行為に対する責任非難を認めるための前提としての人格的能力」となる¹⁹⁾。

しかし、解離性同一性障害を有している者は、解離に伴う別〔交代〕人格の出現による「自己の同一性 (identities)」の破綻 (自己感覚や意思作用感の明らかな不連続) を特徴とし、自分の意思により行動している感覚が弱くなったり完全に

¹⁷⁾ ②鑑定については、司法精神科医からも、鑑定場面では本人の陳述がどれほど真実らしい印象を与えても「人格の劇的な交代が治療者以外の人からも繰り返し観察される」という多重人格の古典的特徴が診断において重視されるべきであるとして疑問が呈されていた。藤田裕司「多重人格障害と鑑定された一症例」大阪教育大学紀要(第IV部門)46巻2号(1998年)311頁以下。

¹⁸⁾ 東京高判平成13年6月28日判タ1071号108頁。

¹⁹⁾ 大谷・前掲注2)308-316頁。

失われたりする²⁰⁾。そのため、別人格が犯行に及んだ場合、その間の本人（その人自身、主人格）は、主観的な体験として意識したり行動したりすることに失敗している状態にある。刑罰を科す根拠となる法益侵害行為をした別人格とは異なる本人（の身体の持ち主である主人格）が、当該犯行時に長時間にわたり連続した解離状態にあった場合、犯行時の行為主体としての実行行為性、故意および責任能力、さらには、裁判主体や受刑主体となりうるのかが問題となる。

学説は、(i) 主人格に焦点を当て、主人格が当該行為時に行為に関する弁識能力および制御能力を有していたか否かで判断する「グローバル・アプローチ」と、(ii) 当該行為時に本人の身体を支配していた人格（行為時人格）に焦点を当て、この人格が行為に関する弁識能力および制御能力を失っていたのではない限り、被告人の刑事責任能力を肯定する「個別人格アプローチ」の2説が有力に主張されている²¹⁾。行為時人格に焦点を当てる(ii)説は、犯行時の人格の心理状態によって刑事責任能力を判断するので、犯行時の人格（行為主体）が行為に対する弁識能力および行動制御能力を保っていれば主人格（被告人本人）に責任を問えるとする。他方、主人格に焦点を当てる(i)説は、主人格が犯行時に別人格の行動をコントロールできておらず、犯行時の記憶もないとすれば主人格に責任を問えないとする²²⁾。学説として広く議論がなされているわけではないが、論者の多くは(i)説の立場から、仮に被告人にDIDが認められたとしても刑事責任を負う主体が複数あるわけではないので、主人格が

²⁰⁾ ICD-11 (WHO) の解離症群の説明によると、破綻や不連続性は完全なこともあるが、多くの場合は部分的であり、日あるいは時間単位で変動する。金・前掲注 11) 680 頁。

²¹⁾ これらの学説は、アメリカでの議論が日本に持ち込まれたものである。アメリカでの議論を紹介・検討するものとして、川口浩一「多重人格と刑事責任能力」犯罪と刑罰 11 号 (1994 年) 99 頁以下、上原大祐「解離性同一性障害患者の刑事責任をめぐる考察—アメリカにおける議論を素材として—」広島法学 27 卷 4 号 (2004 年) 185 頁以下。

²²⁾ 上原・前掲注 21) 203 頁は、(i)説の立場から、各人格を一人の人間の意識の一部分と捉え、本来あるべき人間の精神を全体として一つの統一体であると捉えるのであれば、「平常の意識」とは最も長い時間行為を支配する主人格のことであり、別人格は平常の意識の流れが絶たれたときに身体を支配する「別の内容を持った意識」と捉えることができるので、弁識・制御主体である主人格が DID という障害によりそもそも失われていると把握されるべきであり、別人格がした行為につき DID 患者たる本人は責任無能力であるとする。ただし、主人格と行為時の別人格との間に「意思の連続性や関連性」が認められる場合は、主人格の関与の程度によっては例外的に被告人に責任能力を認めることを常に排除するものではないとする。上原大祐「万引き行為で解離性同一性障害が認められた事例」医事法研究 4 号 (2022 年) 181 頁。

当該行為時に別人格の行為を感知・統制できていたか、すなわち、主人格の行為時における弁識能力および制御能力の有無や程度を検討して判断するしかないとする²³⁾。なぜならば、(ii) 説の場合、独立した人格が複数あっても身体は一つなので、別人格に対する処罰を何も把握していなかった主人格に連帯責任として負わせることはできないからである。なお、精神医学の立場からは、別人格は主人格が有している人格の部分であり、一人の人格に対して別の方向から光を当てた状態にすぎないので、行為の責任もその主人格に帰結させるべきと考えることは不可能ではないとの指摘がなされている²⁴⁾。後述の表で紹介する判例の裁判所が採用した鑑定意見でも、鑑定医は、「精神医学においては、解離性同一性障害にり患して、人格が多数現れたとしても、元々のその人の中に包摂されていない人格が発現することはなく、その人が本来持っているいろいろな側面が、解離という精神状態を経て、際立った特徴を持った人格となって主として現れてくると考えられており、別人格といっても、いわば一人の人間の中の別の側面であると認められる」²⁵⁾、「複数の別個の人間が内在するというのではなく、人格交代が起こったとしても知能や理解力が落ちることはないし、主人格にできることは他の人格にもできるのであって、主人格も副人格も一人の人間の側面と捉えられる」²⁶⁾と説明している。

したがって、複数の人格を有していたとしても、それぞれは平素の人格傾向を主として共存していると解すると、通常行為を支配し、裁判主体および受刑主体となるのは主人格である。私見は、ヒトは全体として一人（一個体）、すなわち、「症状としての各人格を包含する一個人」（後述表②判例²⁷⁾）なのであるから、当該行為時の被告人の責任能力を判断する際の基準は主人格であり、主人格が犯行時に当該行為についての認識があり、当該行為をした別人格を制御す

²³⁾ 前田雅英ほか編『条解刑法〔第4版補訂版〕』（弘文堂、2023年）178頁。

²⁴⁾ この点に関して、五十嵐禎人=岡田幸之編『刑事精神鑑定ハンドブック』（中山書店、2019年）196-197頁（安藤久美子）。前掲注4)のDSM-4から、診断名が「人格の障害」から「同一性の障害」に変更になったことが責任能力を肯定する流れを強めるものになったと指摘するものとして、保崎秀夫ほか「多重人格 その批判的考察」精神医学 41 巻 2 号（1999年）130頁。

²⁵⁾ ①判例（大阪高裁令和元年12月12日判時2540号84頁）での原審（大阪地判平成31年3月14日判時2540号89頁）の鑑定人の説明に関する検討部分。

²⁶⁾ ②判例（東京高判令和2年1月15日高検速報（東京）令2号84頁）の原審（水戸地裁、公刊物未登載）の鑑定人の説明に関する検討部分。

²⁷⁾ 前掲注26) 参照。

る能力を有していたといえる場合にのみ責任能力を肯定できるとする（i）説が妥当であると考える²⁸⁾。また、最近の臨床では、解離の程度が不完全で人格相互間での記憶の共有が可能な場合があり、人格状態の交代が生じても特に支障を来さず、周囲からも気付かれぬまま日常生活を送ることもあるそうである²⁹⁾。したがって、当該行為に自由意思が存在していたかという観点から、犯行時に別人格が出現したことにより、別人格が行為および意思を支配し、裁判主体および受刑主体となるころの被告人（主人格）の支配が全く及んでいない状態、すなわち、本人の意識が抜け落ちてしまう「完全型」の場合は、被告人の刑事責任能力は否定される。他方、別人格が出現しても主人格と記憶の共有ができていて、主人格に犯行時の健忘が起きていない「不完全型」の場合は、a) 主人格が別人格の行動を制御できたときは完全責任能力（著しい能力の低下がない場合）が認められ、b) 主人格が別人格に支配されて抵抗できなくなっていたときは心神耗弱の検討が必要になるであろう³⁰⁾。この点に関して、後述表②判例の原審の鑑定人は、「一人の人間である以上、刑罰を受けることについて、意識的かどうかはともかく、どの人格も把握することができ、そのことが再犯のブレーキの役割を担う」と説明している。たしかに、DID という精神の障害を有していても、別人格に一定程度の知能や理解力があれば、当該行為の違法性を認識している（しうる）ので弁識能力および制御能力を肯定できよう。そして、被告人が裁判主体・受刑主体となる過程で、犯行に及んだ別人格が被告人の置かれた状況の追体験をすることで全人格に対して再犯防止効果が期待できるかもしれない。しかし、既述のように、刑事責任を負う主体は一人

²⁸⁾ 拙稿「解離性同一性障害と刑事責任能力（判例研究）」明治学院大学法学研究 90 号（2011 年）539 頁。なお、上原大祐「解離性同一性障害患者たる被告人の刑事責任能力」法と精神医療 31 号（2016 年）27-28 頁は、身体の同一性に加えて、通常被告人と見なされるところの主人格が裁判時・受刑時において当該行為・責任を自己のものとして把握しうるかという「本人の知覚を基準とし、記憶をその内実とする一人称的同一性」の観点から判断する立場こそが、刑罰は第一義的に応報として正当化されるべきであるという刑罰の本質に適うものであるとする。ただし、特別予防の「改善」に「治療」を含めるとすれば、応報的観点を含める理由は必ずしもないとして、身体の同一性（三人称的同一性）さえあればよいとする結論になることも考えられるとする。同「解離性同一性障害患者たる被告人の刑事責任」刑法雑誌 61 巻 1 号（2021 年）34 頁。

²⁹⁾ 後述表①判例（大阪地判平成 29 年 11 月 2 日 Lex/DB 文献番号 25549649）において起訴前鑑定をした医師による説明。

³⁰⁾ この点に関しては、後述表②判例（大阪高判平成 31 年 3 月 27 日判時 2488・2489 合併号 170 頁）の原審の鑑定意見に関する記述が参考になる。

(格)であり複数ではない。身体は一つだからといって犯罪行為をしておらず、別人格と当該行為につき記憶や感情の共有もなかった主人格(被告人)に対し刑罰を科すことは正当化されない。原審未掲載のため詳細が分からないが、②判例は、弁護人が主張する(ii)説を否定する理由の中で同意見を採用しており、刑事責任能力は、行為における弁識能力および制御能力の有無・程度について、行為時およびその前後の一連の言動等から総合的に考慮して判断するので、「完全型」の場合には、主人格たる被告人が自らの規範意識に基づいて自由に決定できなかつたとして責任は問えないという結論になるであろう。

3 判例

精神障害を有する者の刑事責任能力判断に関して、判例は、自由心証主義の観点(刑訴法318条)から、刑法39条に規定する心神喪失・心神耗弱の概念は、精神医学上の概念ではなく法律上の概念であるから、行為者の精神障害の有無・程度、弁識能力・制御能力の有無・程度は法律判断であつて、最終的には裁判所が判断すべき事項であり、精神鑑定の結果は裁判所を拘束しないとしている³¹⁾。したがって、犯行当時、被告人が精神障害にり患していたからといって、そのことだけで直ちに被告人が心神喪失の状態にあつたとされるものではなく、その責任能力の有無・程度は、被告人の犯行当時の病状、犯行前の生活状態、犯行の動機・態様等を総合して判定すべきであるとする³²⁾。また、鑑定では、精神医学的診断のほか、精神障害〔症状〕の質や程度、その精神障害と

³¹⁾ 最決昭和58年9月13日集刑232号95頁。

³²⁾ 最決昭和59年7月3日刑集38巻8号2783頁。制御能力に関して、英米では認知的側面から主に弁識能力の有無・程度を検討し、日本でもこれを支持する見解がある。しかし、人間の行動は人格における知・情・意の相互作用として現れるのであるから、「意思の自由」が問われる情・意の側面を反映する制御能力を無視したのでは人格的能力としての責任能力を正しく把握することはできず、弁識能力だけでなく制御能力についてもそれぞれ判定すべきとする見解として、大谷・前掲注2) 320頁。なお、ここでいう「(行動)制御能力」とは、一般に「弁識に従って行動する能力」と説明されるが、「規範意識を有してそれにより反対動機を形成し、その反対動機によって違法行為をしようとする動機を退ける能力」を意味する。大塚仁ほか編『大コンメンタール刑法〔第三版〕第3巻』(2015年)〔島田=馬場〕431頁。このことから、「弁識に従って動機づけを制御しうる能力」と説明すべきとするものとして、井田良『講義刑法学・総論〔第2版〕』(2018年)399頁。

行為との関係についての考察に基づき、弁識能力・制御能力がどの程度障害されたかについて判定することが求められている³³⁾。

解離性同一性障害を有する者の刑事責任能力が争われた事案においても、精神鑑定の結果などの証拠事実から、当該犯行当時、被告人が DID という精神障害を有していたことから直ちに責任能力が否定されるわけではなく、弁識能力および制御能力の有無・程度についても検討した上で総合的に判断している。判例は、「解離性同一性障害にり患した者については、副人格が現れた点を含む同障害の症状の態様や程度によって、どのような影響を受け、犯行に及んだかを検討し、その責任能力を判断すべきである」（後述表⑩判例³⁴⁾）、「多重人格障害そのものを理由として直ちに責任能力を否定することは相当ではない。多重人格障害に罹患した個人について、特定の行為時点における事理弁識能力や行動制御能力の有無、程度を判断するには、当該行為を行った際に現れていた人格の性質・特徴等も踏まえた上で、行為時やその前後における言動等を総合して考慮し、当該個人について、精神障害により、当該犯罪行為に対する事理弁識能力、行動制御能力を欠き、あるいは著しく低下していたか否かを判断するのが相当である」（同⑩判例³⁵⁾の原審の説示）、「対象となる行為時に現れていた人格の性質、特徴等も踏まえた上で、行為当時やその前後における言動等を総合して考慮するとした…判断方法が不合理とはいえない」（⑫判例の原審の説示）としている。

また、裁判実務では、責任能力判断に際し、①犯行当時の病状・精神状態、②幻覚妄想の有無、③動機、④犯行前の生活状況・犯行前の事情、⑤犯行の態様、⑥もともとの人格との関係、⑦犯行後の行動、⑧犯罪性の認識、⑨計画性の有無、⑩記憶の有無、⑪意識障害の有無などにつき、事案に応じて適宜検討して総合的に判断する³⁶⁾。このうち、⑥もともとの人格との関係について、司

³³⁾ この点に関して、拙稿「罪を犯したパーソナリティ障害を有する者の刑事責任能力判断とその処遇」同志社法学 72 巻 7 号（2021 年）508 頁。

³⁴⁾ 東京高判平成 30 年 2 月 27 日判時 2409 号 118 頁。

³⁵⁾ 東京高判平成 30 年 7 月 10 日東高時報 69 巻 1～12 号 49 頁。原審はさいたま地裁（公刊物未登載）。

³⁶⁾ 裁判実務における責任能力の認定方法につき、これらの要素の評価の重み、評価方法および相互関連性につき、裁判例の分析から詳細に検討するものとして、竹川俊也『刑事責任能力論』（成文堂、2018 年）239 頁以下。

法研修所編『難解な法律概念と裁判員裁判』³⁷⁾では、裁判員による責任能力の判断に際して、「精神障害のためにその犯罪を犯(ママ)したのか、もともとの人格に基づく判断によって犯したのか」という視点を提示した。この「もともとの人格」というのは本来の人格、すなわち、「平素〔元来〕の人格」(主人格)による意思決定を意味する³⁸⁾。したがって、DIDを有する者については、犯行時に主人格とは異なる別人格が出現していて、その別人格は平素の主人格の人格傾向とは極端にかけ離れたものであり、主人格が別人格の行動をコントロールできない状態だった場合に主人格たる被告人の責任能力が問題となる³⁹⁾。ただし、精神医学的には、「元々の人格とは異なる交代人格であってもその人の一部であるというべき以上、元々の人格とは異なる交代人格下での行為は、そのことだけでは平素のその人と異質なものと評価すべきではない」(⑮判例⁴⁰⁾)ということになる。

次頁の表は、判例データベース上で確認できた解離性同一性障害を有する者の刑事責任能力判断が争われた判例の一覧である。精神鑑定が実施され、判決文中に解離性同一性障害、多重人格障害のほか、解離性障害などの場合は別人格〔交代人格〕という単語がでてくるものを対象としている。本稿では、報道等で世間の注目を集めた事件や事例判例として参考になるものなどを中心に紹介した上で、最後に若干の検討を行う⁴¹⁾。

³⁷⁾ (法曹会、2009年) 36頁。

³⁸⁾ 司法研修所『裁判員裁判と裁判官—裁判員との実質的な協働の実現をめざして—』(2019年) 98頁では、「もともとの人格」について、安田拓人「責任能力と精神鑑定をめぐる諸問題」司法研修所論集 123号(2014年) 183-184頁の見解を引用して、「正常に判断・制御する部分」(残された正常な精神的機能)と理解すべきとしている。この点に関して、拙稿・前掲注33) 523頁。そして、毀損されていない被告人の本来の精神機能(残された判断能力)が動機形成及び犯罪遂行にどのように働いたかを考察し、それについて非難可能であるかどうかを規範的に評価して責任能力判断の結論を出すことになる。大野洋ほか「責任能力判断の実践的検討(下)」判タ 1496号 68頁。他方、司法精神科医からは、統合失調症などの伝統的な精神病については正常な部分も含め診断に慣れているので、精神科医の立場から残された正常な部分について意見を言うことができるが、そうでない病気(パーソナリティ障害など)についてはなかなか言及できない部分もあるとの指摘がなされている。同 72-74頁。

³⁹⁾ この点に関して、箭野章五郎「解離性同一性障害と刑事責任能力—解離性同一性障害の影響により心神耗弱が認められた事例—」刑ジャ 63号(2020年) 112頁。

⁴⁰⁾ 大阪高判平成30年5月25日 Lex/DB 文献番号 25561004 (別れを告げられた同棲中の交際相手を包丁で刺殺した事案につき、被告人に完全責任能力を認めて懲役16年を言い渡した事例)。

⁴¹⁾ 先行研究として、青沼潔「解離性同一性障害(DID)をめぐる諸問題—責任能力を中心に—」佐伯仁志ほか編『刑事法の理論と実務③』(成文堂、2021年) 27頁以下、上原大祐「解離

(表)

	判決年月日	診断名	判断	量刑	備考
①	神戸地判平成16・7・28	DID		考慮	
②	名古屋地判平成17・3・24	DID		考慮	
③	東京地判平成20・2・6	DID		考慮	
④	東京地判平成20・5・27	アスペルガー障害を基盤とする解離性障害	一部無罪		
⑤	東京高判平21・4・28				③控訴審
⑥	東京地立川支判平25・12・13	DID			裁判員裁判
⑦	仙台地判平26・10・6	アスペルガー障害、解離性障害	耗弱		裁判員裁判
⑧	名古屋高金沢支判平28・3・10	非典型のDID		考慮	原審未登載
⑨	大阪地堺支判平28・12・6	DID			裁判員裁判
⑩	東京地判平29・4・28	DID			
⑪	静岡地判平29・7・18	摂食障害、DID		考慮	
⑫	大阪地判平29・11・2	解離性同一症			裁判員裁判
⑬	東京高判平29・12・14				⑩控訴審
⑭	東京高判平30・2・27		耗弱		⑪控訴審
⑮	大阪高判平30・5・25				⑫控訴審
⑯	東京高判平30・7・10	多重人格障害			原審未登載
⑰	大阪地判平30・12・4	DID, 覚せい剤精神病, 同使用傷害			
⑱	最決平31・1・29				⑩上告審
⑲	大阪地判平31・3・14	DID		無期懲役	裁判員裁判
⑳	大阪高判平31・3・27		耗弱		⑰控訴審
㉑	大阪高判令1・12・12				⑱控訴審
㉒	東京高判令2・1・15	DID, ADHD			原審未登載
㉓	福岡地判令2・7・15	DID			
㉔	最決令2・9・11				㉒上告審
㉕	福岡高判令3・9・1	DID, 境界性パーソナリティ障害			㉓控訴審
㉖	最決令4・3・11				㉓上告審
㉗	山口地判令5・6・15	DID			

(1) 完全責任能力が認められた事例

ア. 地裁判例

①判例⁴²⁾は、DID にり患している者の刑事責任能力判断が争点となった初めての裁判例とされている。本件は、被告人が、元交際相手に性的暴力を加えられたと思いをたて、交際相手らと共に謀して元交際相手に暴行・脅迫を加えて金品等を強取しようと企て実行したとして、強盗致傷罪の共謀共同正犯に問われた事案である。裁判所は、DID を有する者の刑事責任能力判断に関する学説の議論に触れた上で、「人格が交代するごとに別個の個人が存在するわけでは

性同一性障害患者たる被告人の刑事責任判断・再考—近時の裁判例を素材として—」鹿児島大学法学論集 53 巻 2 号（2019 年）39 頁以下、川口浩一「解離性同一性障害と責任能力」刑ジャ 72 号（2022 年）35 頁以下がある。なお、青沼・川口両氏は、Ⅲ 2 で紹介した 2 つの学説のいずれも支持していない。前者は「同一性の破綻」の内容・程度を重視し、後者は、各人格状態を人もしくはこれに類するものと捉え、すべての人格状態が犯罪行為に関与しているのでない限り、たとえ主人格が犯罪行為を行った場合であっても被告人の刑事責任を否定する「無実の人格アプローチ」説を支持する。

⁴²⁾ 神戸地判平成 16 年 7 月 28 日裁判所ウェブサイト。本件の評釈として、上原大祐「解離性同一性障害患者の責任能力判断」広島法学 30 巻 2 号（2006 年）113 頁以下。

なく、一個の個人が存在するにすぎないから、その個人の犯行時の精神状態を検討することによって責任能力を判断すべきであり、特に、別人格がそれまでの主人格の記憶や感情を引き継いで行動していて、主人格から別人格の方向には人格の連続性があるような場合にまで、別人格の際に行われた行為の責任能力を別人格であるというだけで否定するのは不当である」として (ii) 説を採用している。そして、本件犯行時の被告人の精神状態についての検討において、犯行は主人格より粗暴な傾向が認められる別人格によるものと認定したが、被告人の行動は主人格から別人格になる前後のいずれにおいても、犯行目的に沿った合目的的なものであったとして、被告人に完全責任能力を認めて懲役3年6月(求刑懲役7年)を言い渡した(確定)。

イ. 高裁判例

⑤判例⁴³⁾は、予備校生であった被告人が、自宅において、短大生の実妹に対し殺意をもって首にタオル様のものを巻いて締め付け、さらに浴槽に顔を沈めて窒息死させ、その後、被害者の頸、胸腹部、両腕・両脚等を包丁やのこぎりで切断するなどしたとして、殺人と死体損壊の罪に問われた事案である。第1審(④判例⁴⁴⁾)で実施された鑑定から、①被告人は、アスペルガー障害を基盤とする解離性障害に罹患し、本件各犯行に至ったこと、②被告人は、アスペルガー障害を基盤にして激しい攻撃性を秘めながらそれを徹底して意識しないという特有の人格構造を形成しており、怒りの感情を徹底的に意識から排除しようとする人格傾向が強く、激しい怒りが突出して行動しても、それを感じたと認識する過程を持っていないこと、③被告人は、アスペルガー障害によって、このような攻撃性等の衝動を抑制する機能が弱い状態にあったが、同障害を基盤とする解離性障害が加わり、外界の刺激が薄れることによって、この機能がさらに弱体化していたとの事実が認められた。裁判所は、鑑定の信用性を肯定した上で、「本件殺害時、被告人は、衝動の抑制力が弱体化していたため、制御能力がかなり減退していたことは否定できないものの、その程度は、責任能力

⁴³⁾ 東京高判平成21年4月28日LLI判例秘書ID番号06420234。本件の評釈として、拙稿・前掲注28)533頁以下。

⁴⁴⁾ 東京地判平成20年5月27日判時2023号158頁。本件の評釈として、上原大祐「アスペルガー障害および解離性同一性障害を患う被告人の刑事責任能力判断」*広島法学*33巻2号(2009年)71頁以下。

が限定されるほど著しいものとまでは言えない」と判断して被告人に完全責任能力を認めた。しかし、死体損壊時の責任能力に関しては、「本件死体損壊時において、被告人は解離性同一性障害により本来の人格とは別の人格状態にあった可能性があるところ、被告人の公判供述によれば、被告人には、死体損壊時の記憶がほとんどなく、本来の人格とは別の人格状態の存在について認識していないことが認められる。そうすると、本来の人格はこの別の人格状態と関わりを持っていなかったと認められ、このことからしても、（中略）被告人は、その人格状態に支配されて自己の行為を制御する能力を欠き、心神喪失の状態にあった」と認定して、(i) 説の立場から被告人の責任能力を否定し、殺人罪につき有罪、死体損壊罪につき無罪という結論を下した（懲役 7 年、求刑懲役 17 年）。他方、控訴審は、「犯行時に解離性障害ないし解離性同一性障害にあったとする点については、その前提を誤っており、首肯し得ないと言わざるを得ない」として鑑定信用性を否定し、被告人は、殺人の行為時のみならず、死体損壊の行為時においても、完全責任能力を有していたと認められるとして、死体損壊の点について被告人を無罪とした原判決を破棄し、被告人に対して懲役 12 年を言い渡した（確定）。

⑧判例⁴⁵⁾は、2013 年 6 月、被告人が金沢市内の路上で帰宅途中の女子高校生にナイフを向けて脅迫し、体を触るなどして強制わいせつ罪に問われた事案である。第 1 審⁴⁶⁾は、「非典型の解離性同一性障害…の主な精神症状は繰り返される健忘にあり、その影響により、被告人が本件犯行を全く記憶していない合理的な疑いも拭えない。しかしながら、本件犯行が被告人の健忘下において行われたとしても、そのことだけから直ちに、その間の被告人の是非を弁別する能力及びそれに従って行動する能力が減退し、あるいは失われることにはならない」として、被告人に完全責任能力を認めて懲役 2 年 8 月の実刑判決を言い渡した。控訴審は、「本件犯行は、記憶を有している状態下における被告人の平素の人格と異質のものとはいえない」として (i) 説の立場から、「被告人は、本件犯行時、解離性同一性障害にり患しており、その精神症状である繰り返

⁴⁵⁾ 名古屋高金沢支判平成 28 年 3 月 10 日 Lex/DB 文献番号 25542891。本件の評釈として、上原大祐「解離性同一性障害を患う被告人の刑事責任能力および量刑に関する判断」鹿児島大学法学論集 51 卷 2 号（2017 年）187 頁以下。なお、評者は、(i) 説の立場から本判決は心神喪失とされるべき事案であったとする。

⁴⁶⁾ 金沢地判平成 27 年 3 月 27 日（公刊物未登載）。

返される健忘の結果、本件犯行後に、それを行ったことを全く記憶していない合理的な疑いが拭えないものの、なお、健忘下において行われた本件犯行前後の被告人の言動等に照らせば、本件犯行当時、被告人の是非を弁別する能力及びそれに従って行動する能力のいずれにおいても著しくは減退していなかったと認めるのが相当である」と判示して、被告人に完全責任能力を認めた（量刑に関しては、後述3(2)）。

⑩判例は、被害者を昏睡させて金品を盗取しようと考え、2015年11月、さいたま市内のホテル客室において、被害者に睡眠薬を混入させたケーキを食べさせ、昏睡状態に陥らせた上で現金約15万円を盗取した事案である。第1審で実施された鑑定において、被告人は多重人格障害（ICD-10、注11参照）に罹患しており、被告人には本件各犯行時の記憶がなく、解離性健忘を含む解離症状が出現したと考えられるとされた。その背景として、以前からの性的な外傷的体験が重大な影響を及ぼして、そのストレス回避手段として別人格が現れるようになり、本件犯行当時も、性風俗の仕事が大きなストレスとなって別人格が出現していたと説明し、裁判所も鑑定を信用できるとした。なお、同居家族などは別人格の存在を直接確認していなかった。裁判所は、客観的に金銭に窮していた被告人にとって、犯行動機は合理的で、別人格による行為であるかにかかわらず十分に了解可能であること、犯行はそれなりに高度な現実認識や知的判断の下で行われた計画的犯行と言えること、当時の被告人は、現実の状況に応じ、自身の判断に従って金銭を盗取することに向けた合目的な行動を取っていると認められることなどから、「本件犯行時の行動も、被告人の普段の人格から大きく乖離しておらず、本件が、第2人格の出現によってはじめて犯されるに至った犯行であるとも言えない」との原判決の判断に論理則、経験則に反する不合理な誤りがあるとは言えないとして、被告人は、本件犯行当時、完全責任能力を有していたと結論づけた。控訴審も、原判決の結論は是認できるとして弁護側の控訴を棄却した（確定）。

ウ. 最高裁まで争われた事例

⑪判例⁴⁷⁾は、2013～14年にかけて、「声優のアイコ」を名乗る性同一性障害を有する被告人（戸籍上は女性だが、普段は男性として生活）が、女装をして路上や

⁴⁷⁾ 最決平成31年1月29日 Lex/DB 文献番号 25562621。

飲食店で声をかけてきた男性に対し、被害者宅などで睡眠薬入りの酒や清涼飲料水を飲ませる手口で現金や腕時計などを奪うなどした連続昏酔強盗事件である（昏酔強盗4件と窃盗2件、うち1件は侵入窃盗の事案、被害総額は約275万5千円）。弁護人側は、協力医の見解および公判での証言により、被告人はDIDにり患しており、犯行は別人格（女性）が単独で計画・遂行したもので、主人格である被告人自身は犯行を弁識していないことはもちろん、これを制御することもできなかったとして無罪を主張した。第1審（⑩判例⁴⁸⁾は、被告人の本件各犯行当時における行動がDIDに基づく別人格によるものであると考えると説明が極めて困難となる事情が複数存在しており、被告人が平素の人格状態で行ったもので完全責任能力が認められると判断して、被告人に対して懲役10年を言い渡した（求刑懲役15年）。その理由として、女装用衣服の管理や犯行後に得た財物の処分および利得金の費消に関して、「解離性同一性障害による別人格が、そこまで自由自在に被告人の人格状態を操った、と考えることに合理性を見出すことは困難といわざるを得ず、むしろ、被告人が、平素の人格状態において、女装して犯行に及び、犯行後は犯行に用いた衣服等を保管しておいて、次の機会にまたこれを利用して犯行に及んだと考えたほうが、よほど自然で無理のない捉え方というべき」などの点をあげている。そして、行動は計画的であり、少なくとも犯行時に交代人格に乗っ取られていなかったと判断した。控訴審（⑬判例⁴⁹⁾は、本件各犯行当時、被告人が解離性同一性障害に罹患していたとする弁護人側の協力医の見解および証言と、本件犯行当時以外の一部の状態については解離状態と見ることができるものがあるとしつつも、本件各犯行時、被告人はDIDの状態にはなく、別人格による行動である旨を示唆する被告人供述の信憑性については疑問があると判断した原審の鑑定意見および証言について詳細に比較検討した。その上で、弁護人側の事実誤認および量刑不当の主張はいずれも理由がないとして控訴を棄却し、最高裁も被告人の上告を棄却した。

⑭判例⁵⁰⁾は、2014年3月、日本での在留資格を失い不法滞在状態となり、経済的にも困窮していた日系ブラジル人の被告人が、他人になりすまして旅券を

48) 東京地判平成29年4月28日裁判所ウェブサイト。

49) 東京高判平成29年12月14日裁判所ウェブサイト。

50) 最決令和2年9月11日 Lex/DB 文献番号 25590063。

不正に取得しようと考え、小中学校の元同級生を被害者宅で胸や腹をナイフで複数回刺して殺害し、現金約 6,000 円とクレジットカード 2 枚などを奪ったとして強盗殺人などの罪に問われた事案である。その後、被告人は、被害者になりすまして被害者名義のクレジットカードを使用してホテル代など約 12 万円を支払い、犯行発覚前に被害者名義の旅券を取得して中国に渡ったが、不法入国の疑いで中国当局に 3 年弱拘束され、日本に移送・逮捕された。被告人は起訴後の精神鑑定で DID と診断され、責任能力の程度が争点となった。弁護人側の鑑定医は、被告人は DID の影響により、大人しい本来の人格と大胆・冷酷な別人格の二重人格があり、別人格が主導権を握って犯行を引き起こし、本来の人格が殺害を何度か躊躇させたが止められなかったと公判廷で証言した。そこで弁護人側は、被告人は犯行時に制御不能な別人格によって支配されており、犯行時の記憶はほとんど無く心神耗弱状態だったと主張した。第 1 審（⑱判例⁵¹⁾、裁判員裁判）は、被告人は凶器のナイフを事前に購入して用意するなど（大阪市在住の被害者の遺体を宅配便で東京都内の自宅に送った上で近くのトランクルームに隠した）犯行前後の行動が合理的であること、被告人は別人格が主となった状態であっても、主人格との記憶を共有し、状況を理解し、行動の制御ができていたのであるから、「責任能力は、犯行時の被告人の精神状態について、善悪の判断能力や行動制御能力を問題とするもので、その当時の精神状態に行動制御能力があると認められる以上、その状態を『主人格』というものがさらに制御できるかという点を問題にする必要はない」として、被告人に完全責任能力を認めて、求刑通り無期懲役を言い渡した。控訴審（⑳判例）も、「原審鑑定人の意見を踏まえて、各犯行当時、被告人の善悪の判断能力や行動の制御能力が著しく低下していなかったとした原判決の認定、判断に誤りはない」、「原判決の量刑が重すぎて不当であるとはいえない」として控訴を棄却し、最高裁も被告人の上告を棄却して無期懲役が確定した。

㉑判例⁵²⁾は、2015 年 4 月、被告人が、職場の同僚で一時期同居するほどの仲であった被害者のせいで交際相手と引き離されたとして、被害者を殺害しようと企て、被害者に睡眠薬を服用させて意識を朦朧とさせ、同人を自動車で道路橋へ連れて行って橋の上から約 60m 下の沢へ転落させて殺害し、交際相手に対

⁵¹⁾ 大阪地判平成 31 年 3 月 14 日判時 2540 号 89 頁。

⁵²⁾ 最決令和 4 年 3 月 11 日 Lex/DB 文献番号 25592756。

しては、自宅において、別れ話のもつれから突発的に殺意を持って首をひもで強く締めつけ、同人を一時意識不明の状態に陥らせるなどしたとして、殺人および殺人未遂の罪に問われた事案である。被告人は、鑑定により DID にり患していることが認められたが、第1審（㉓判例⁵³⁾、裁判員裁判⁵⁴⁾は、「被告人は、解離性同一性障害と診断されたが、主人格と交代人格間で情報を共有するなどしており、精神障害の各犯行への影響はほとんど認められない」（量刑の理由部分の説示）として、被告人に懲役 22 年を言い渡した（求刑懲役 25 年）。控訴審（㉔判例⁵⁵⁾も、「犯行の前後を通じて、被告人に記憶の欠損、人格の交代等による混乱があったことはうかがわれない」こと、「被告人の責任能力を検討するに当たっては、解離性同一性障害の症状として別人格が現れる点も含めた被告人の精神症状が各犯行に与えた影響を検討すれば足りる」として、「本件各犯行について、動機の形成過程等には境界性パーソナリティ障害の影響がうかがえるものの、解離性同一性障害の影響はほとんどなかったものと認められ、各犯行当時、精神障害の影響により、被告人の弁識・制御能力が失われていた、あるいは著しく減退していた疑いがあるとはいえない」と判示して、被告人の控訴を棄却した。その後の被告人の上告も棄却された。

（2）責任能力を一部否定した事例

⑦判例⁵⁶⁾は、2013 年 8 月、自宅で過ごしていた際、突然、人を刺そうという考えが浮かび、石巻市内の店でペティナイフ（刃体約 12cm）を購入後、店外でケースから同ナイフを取り出し、再び店内に入ってセルフレジコーナーに向かい、殺意を持って買い物客の背部を刺して全治約 1 か月の傷害を負わせた事案である。なお、被告人には同種事案の累犯前科があり、いずれも被告人が有する精神障害による心神耗弱下での犯行であった。裁判所は、「被告人は、犯行当時、意識の統一性に欠ける解離状態にあったと認められる」とした鑑定意見を採用した上で、「被告人は、人を刺そうという強迫思考に基づいて、解離状

⁵³⁾ 福岡地判令和 2 年 7 月 15 日裁判所ウェブサイト。

⁵⁴⁾ 報道によると、本件では公判前整理手続が長期化（20 回）し、初公判は事件発生から 5 年以上かかった。「起訴から 4 年 初公判 知人女性殺害 無罪を主張 福岡地裁」読売新聞 2020 年 6 月 26 日夕刊 9 頁。

⁵⁵⁾ 福岡高判令和 3 年 9 月 1 日 Lex/DB 文献番号 25590846。

⁵⁶⁾ 仙台地判平成 26 年 10 月 6 日 Lex/DB 文献番号 25505079。

態に陥っていた状況で犯行に及んでいることに加え、被告人には無関係の人を刺すという考えを抱くような動機は見当たらず、動機は了解不能であること、真面目で大人しい元々の被告人の人格と本件犯行は異質なものであることなども考慮すると、犯行当時、被告人は、精神障害により、是非善悪を判断し、その判断に従って行動をコントロールする能力が著しく低下していたと認められる」と判示して、被告人に懲役5年を言い渡した（求刑懲役8年）。

⑭判例⁵⁷⁾は、2016年7月、被告人が静岡市内の3店舗で化粧品や衣類など計139点（計約33万円相当）を万引きしたとして窃盗罪に問われた事案である。弁護人は、被告人は、本件各犯行当時、摂食障害およびDIDに罹患しており、DIDの影響で別人格の状態にあった疑いがあるとして無罪を主張した。第1審（⑩判例⁵⁸⁾）は、人格交代やそれに伴う万引きに気づいた後も買い物を続けたなどの点で、自身の行動に関する説明として内容が相当に不自然であるなどとして、被告人は本件各犯行時、別人格の状態にはなかったとして完全責任能力を認め、被告人に対し懲役1年執行猶予3年を言い渡した（求刑懲役1年6月）。これに対し、控訴審は、本件犯行の約7年前の被告人の日記に、本人とは異なる別人格の存在をうかがわせる記載があることに着目し、「被告人が通常人であれば採ると考えられる…対応を採らなかったことが、必ずしも不自然であるとはいえない」などとして、被告人の原審公判供述の信用性を否定した原判決の判断は支持できず、被告人は本件当時、DIDにより主人格とは別の人格状態にあったと認定した。そして、「行為当時の人格状態と責任主体としての人格状態が異なるのは、解離性同一性障害の症状として、生物学的には同一の人間の人格状態が破たんした結果であり、このような結果が生じたのは、…、自己感覚や意思作用感の不連続によるものとみられるから、責任能力を判断するに当たって、人格状態の交代を責任主体の交代とみるのは相当ではない」として（i）説の立場から、「本件各犯行当時、『G』の人格（別人格*筆者註）状態にあった被告人が、万引きを行うことについて、その是非を弁識し、これに従って行動を制御し得たと認めるには、合理的疑いがあり、被告人が完全責任能力の

⁵⁷⁾ 東京高判平成30年2月27日判時2409号118頁。本件の評釈として、土屋美奈江「窃盗（万引き）事件につき、解離性同一性障害を理由として心神耗弱を認めた事案」KEISATSU KORON 2020年4月号85頁以下、箭野・前掲注39) 107頁以下、安田拓人「解離性同一性障害と責任能力の判断」判評746号（2021年）138頁以下、上原・前掲注22) 173頁以下ほか。

⁵⁸⁾ 静岡地判平成29年7月18日判時2409号124頁。

状態にあったとは認められない」とした。他方で、被告人が別人格の状態になったからといって、周囲の状況を認識する能力や目的合理的な行動をとる能力が障害されていたとは認められず、万引きが許されない行為であるとの意識を全く欠いていたとは認められないこと、また、主人格と別人格は全く相いれない人格状態とは認められないことから、「『G』の人格状態は、社会生活一般に関して相応の判断能力や行動制御能力を備えているようにみられるのであって、主人格の状態の被告人と断絶したものではなく、万引きや援助交際等の逸脱行動に関して、善悪の判断能力や衝動を制御する能力が著しく低下した状態で、主人格に代わってこのような逸脱行動を行うため主人格と交代して現れたとみることができる」として、被告人は本件各犯行当時、DIDの影響により心神耗弱の状態にあったと結論づけた（確定、量刑については後述3(2)）⁵⁹⁾。

⑩判例⁶⁰⁾は、覚醒剤を使用したとして有罪判決を受け執行猶予中だった被告人が、以前から親子関係などに悩んでいて、覚醒剤の過剰摂取で死のうと考え、2017年11～12月にかけて密売人から入手した覚醒剤を大阪市内の自宅マンションで使用し、その残量を所持していたとして覚醒剤取締法違反の罪に問われた事案である。第1審（⑩判例⁶¹⁾）は、本件覚醒剤使用時、被告人は、DIDおよび覚醒剤精神病・同使用障害にり患しており、DIDに基づく別人格（被告人の供述によると「色の黒いマッチョなおっさん」で気持ち悪い存在、鑑定意見によると暴力的な性行為を強いるなどした被告人の元交際相手の人格が影響したものとされる）が出現していた可能性は否定できないが、鑑定意見⁶²⁾によると、被告人はDIDの憑依型の不完全型で、別人格が出現していても元来の被告人の人格は併存しているとされており、直ちに当時の人格状態が別人格であって被告人の責任能力に疑問が生ずることにはならないと判断した。そして、死にたいという犯行動機は、親子関係や自らのDIDによる別人格の発現などという状況から解放された

⁵⁹⁾ なお、判時解説は、高裁判決のあてはめの部分で「主人格が、交代した別人格の行為中に別人格の行為を認識したり、影響を与えたりすることもできないと認められる」などと説示している点から、(ii)説に立ちつつ(i)説の観点を一部併せ考慮した見解と位置づけられるとする。判時2409号120頁。この点に関して、土屋・前掲注57)91頁。

⁶⁰⁾ 大阪高判平成31年3月27日判時2488・2489合併号170頁。本件の評釈として、上原大祐「解離性同一性障害患者たる被告人の刑事責任能力判断」鹿児島大学法学論集54巻2号(2020年)25頁以下。

⁶¹⁾ 大阪地判平成30年12月4日判時2488・2489合併号176頁。

⁶²⁾ 私的鑑定であり、控訴審は正式鑑定を実施した方が良かったと述べている。

いという心情からみて一定の合理的なものといえ、DID の影響を考慮しなくても十分了解可能であること、被告人は、覚醒剤使用に向けた一貫した合目的的な行動をとり、犯行後に自己防衛・危機回避的行動をとっていたこと、本件覚醒剤使用時、自己の行為の意味・性質を理解し、違法性の認識も有していたことなどから、「本件覚せい剤使用につき、被告人の解離性同一性障害が与えた影響は限定的であって、…、完全責任能力であったと認められる」として、被告人に懲役 1 年 2 月、うち 4 月について保護観察付執行猶予 2 年を言い渡した（求刑懲役 2 年の全部実刑）。

しかし、控訴審は、原判決が、被告人が本件覚醒剤使用当時、DID 等により患していたと認定した点は是認できるが、被告人の完全責任能力を認めた点は是認できないとした。その理由として（i）説の立場から、「本件が不完全型の解離性同一性障害であって、主人格が全く消失するわけではなく、覚せい剤を使用する動機としては、…、責任能力を肯定する方向の事情も認められるが、本件覚せい剤使用時は、『おっちゃん』なる別人格に、体を乗っ取られた状態にあり、『覚せい剤を控え』という指示に逆らうことが困難であったために、使用に至ったという疑いは否定できない。そして、覚せい剤使用することについての、合目的的な行動、違法性の意識のあることは、本件の場合、被告人の完全責任能力を強く示唆するものと評価できない」とした。そして、「被告人は、解離性同一性障害の影響により、覚せい剤使用当時の責任能力は著しく減弱していた疑いは排斥できず、心神耗弱の状態にあったと認められる」と判示して、原判決を破棄し、被告人に懲役 1 年保護観察付執行猶予 4 年を言い渡した（確定）。

（3）その他

その他、被告人の訴訟能力が争われた事例として、名古屋地判令和元年 8 月 29 日⁶³⁾がある。本件は、窃盗で累犯前科⁶⁴⁾のある被告人が、2018 年 1 月、名古屋市内において食料品 4 点（販売価格合計 432 円）を窃取したものである。弁護人は、被告人は本件犯行時、DID の症状として別人格の出現が認められ、その状

⁶³⁾ WESTLAW 文献番号 2019WLJPCA08296003。

⁶⁴⁾ 本件被告人は、累犯前科を含め窃盗罪により 3 度懲役刑に処せられて 2 度服役しながら、前刑の仮釈放後約 5 か月で本件犯行に及んでいた。

態の被告人は訴訟能力を喪失している旨主張した。鑑定は、被告人が現在本件訴訟遂行に影響がある解離性障害の状態にあるものの、意思疎通に問題はなく、過去の記憶も概ね維持されていることから、訴訟の意味や自身の置かれている状況を理解してこれに対応できる状態にあると認められ、解離状態の程度は著しいものではないと説明し、別人格の出現は詐病の可能性が認められると診断した。裁判所は鑑定意見を採用し、「被告人は、被告人としての重要な利害を弁別し、それに従って相当な防御をする訴訟能力を備えていると認められ、そのことは被告人が、D なる人物（別人格*筆者註）を称した状態においても変わらないと認められる」と判示した。

4 検 討

(1) 判例の傾向

表で示すように、解離性同一性障害を有する者の刑事責任能力が争われた事案において、判例データベース上で確認した限りにおいては、被告人の責任能力が否定された事案はなく、完全責任能力が認められた事案が多い。前述 2 で紹介しなかった事案においても、犯行時、別人格が出現していたことを認めた上で、「いずれの人格においても是非善悪の弁別能力及び行動制御能力があることは疑いがない」（②判例⁶⁵）、「交代人格の状態における行動が、ホスト人格のときの感情や行動を引き継ぎ、一人の人間の行動として連続性を保っており、責任能力に欠けるところのないホスト人格が、特定の保護法益との関係でその交代人格の出現とその交代人格の状態における行為を容認している心理状態にあった」（③判例⁶⁶）、「本件犯行は、ひとりの人間が、ごく普通の認識と判断を積み重ね、悩みながらも一貫した行動をとった結果に他ならないものと評価できる。（中略）ここで『人格』と呼ばれているものは、被告人というひとりの人間の中にある様々な感情と同視し得る」（⑨判例⁶⁷、裁判員裁判）、「被告人の

⁶⁵ 名古屋地判平成 17 年 3 月 24 日裁判所ウェブサイト（長女が母親を絞殺し、長女の知人である被告人と共謀して母親の死体を遺棄し、口座から現金を引き出した事案）。

⁶⁶ 東京地判平成 20 年 2 月 6 日 WESTLAW 文献番号 2008WLJPCA02068006（公園内で被害者を刺殺した事案）。本件では、被告人は主人格のほかにも 3 人の別人格を有するとした精神鑑定が採用された。

⁶⁷ 大阪地堺支判平成 28 年 12 月 6 日 Lex/DB 文献番号 25544870（DV 防止法に基づく接近禁止命令を受けていた夫が、妻とその知人男性を路上で待ち伏せし、車ではねて殺害しようとして 2 人に全治 10 日から 2 週間の傷害を負わせた事案）。

人格状態の解離の程度は不完全である」(⑫判例) などとして完全責任能力を肯定している。

その理由として、判例は、一部の判例(②判例)を除いては⁶⁸⁾、別人格〔交代人格〕はあくまで本人(主人格)の一部であるとする精神医学的見解を妥当と解していることにある。判決文中でも、「同一人物の中に複数の人格が存在していたとしても、あくまで、一個の個人が存在するにすぎないのであるから、一方の人格が、他方の人格の出現を制御することが著しく困難であったとしても、犯行時の人格の弁識能力及び行動制御能力に著しい低下及び欠如がないと認められるのであれば、行為者は、一個の個人として当該行為に対し責任を負うべきである」(⑥判例⁶⁹⁾)、「ある個人が多重人格障害に罹患し、複数の人格が出現する場合であっても、それぞれ別個の人間が複数存在するのではなく、一個の人間が、複数の人格的特徴や異なる記憶を有する状態になるに過ぎない」(⑩判例の原判決の説示の要点)、「解離性同一性障害も、広義の精神障害であって、ある個人の病症なのであるから、当該精神障害によって別人格の出現があったとしても、その人格状態の交代をもって責任主体の交代と見るのは相当ではない」(⑩判例)としている。

また、主人格と行為者人格(別人格)との意識や記憶の連続性が部分的に認められる場合は、その範囲において被告人の責任能力を肯定している。たとえば、⑫判例は、過去10年以内に3回、窃盗罪等により懲役6月以上の刑に処せられて刑の執行を受けた被告人が、更に常習として、2016年12月、水戸市内の中古品販売店においてバッグ1個(販売価格4,980円)を窃取した事案である。被害品はビジネスショルダーバッグで、被告人は肩にかけていたトートバッグの中に、外から見て分からないように被害品を入れて会計をせずに店を出たが、防犯タグが反応してブザーが鳴り店員から声を掛けられると走り出すなどした。鑑定は、被告人は本件窃盗当時、DIDに罹患しており、副人格が本件

⁶⁸⁾ 上原大祐「刑事責任と人格の同一性(一) —アメリカにおける解離性同一性障害患者たる被告人の刑事責任を巡る議論を素材として—」*広島法学* 32巻4号(2009年)105頁は、②判例は、「人格状態のいずれかが心神喪失の状態にある場合、DID患者たる被告人は心神喪失である」との結論を採用したと評する余地があるとする。

⁶⁹⁾ 東京地立川支判平成25年12月13日 Lex/DB 文献番号 25568622 (元夫の腕の付け根付近を果物ナイフで1回突き刺して全治約1週間の傷害を負わせた殺人未遂事案)。

窃盗に及んだものと認められるとした。第1審⁷⁰⁾は、「解離性同一性障害は、あくまで一個の人間の頭の中における症状であり、一個の人間が複数の人格的特徴や異なる記憶を有する状態になるにすぎないから、別個の人間が複数存在する場合のごとく、人格の交代を責任主体の交代と見ることはできない」として、(i) 説の立場から「本件窃盗に及んだ際の被告人の人格は、副人格であることを否定できないが、被告人がこの副人格を完全に認識しているわけではなく、単に推察しているだけであって、知能等被告人がもともと具備している能力に特に変化はなかったこと、…、一連の行動は犯行の発覚や自身の検挙を避けようとする一貫した合目的的なものであり、正常な精神機能で説明困難な事情は何らうかがわれないこと、被告人が本件被害品を欲しがること自体およそ不合理であるとの事情もないことに照らすと、本件窃盗当時、少なくとも、被告人が心神喪失でなかったことはもちろん、心神耗弱でもなかったことは明らか」と判示して、被告人に完全責任能力が認められるとした。控訴審も、「解離性同一性障害にり患している場合に、責任主体を人格単位でとらえ、複数の人格のうちの一つの人格のみに焦点を当てて、その人格による行動制御能力等を検討して責任能力の結論を導くような判断方法は相当と解されず、所論は採用できない。」と判示して明確に(ii) 説を否定した上で、原判決の判断を支持して控訴を棄却した。

他方で、責任能力が限定的とされた事案は、少ないながらも地裁だけでなく高裁判例にも存在している。たとえば、不完全型の事案である²⁰⁾判例は、覚醒剤使用当時、主人格である被告人が別人格に身体を乗っ取られ、別人格による使用の指示に逆らうことが困難であったとして、被告人の制御能力が著しく減退していたと判断している。同様に、¹⁴⁾判例は、被告人の本来の人格と別人格とのつながりを認めることで心神耗弱と判断したが、判決が示した基準（主人格と別人格との記憶の共有などのつながりを重視するもの）では刑事責任能力が否定され無罪という結論になることもありえたとして注目を集めた⁷¹⁾。

⁷⁰⁾ 水戸地裁、公刊物未登載。

⁷¹⁾ 「別人格が万引き 認定『責任能力は限定的』東京高裁」読売新聞 2018年4月21日朝刊 33頁の上原大祐先生のコメント。その他、「同一性の破綻」の程度を重視する青沼・前掲注 41) 50-53 頁は、別人格状態が長年にわたり継続的に安定的に出現していれば、もはや同一性の破綻を問題とする余地はないとして控訴審の結論は支持し難いとする。この意味で、本判決は、DIDは複数の責任主体を併存させる障害であるとの捉え方はせず、主人格による副人格の

(2) 量刑での考慮

他方で、被告人に完全責任能力を認めながらも、被告人が DID にり患していたことや DID のほか複数の精神障害を抱えていたことを量刑で考慮している事案がある。前者に関して、①判例は、DID の症状が現れるなど精神状態は良好なものでなく、今後も専門家による治療が必要であることなどを考慮して求刑懲役 7 年に対し懲役 3 年 6 月を言い渡した。同様に、③判例も、犯行は DID の病状が大きく影響して衝動的に行われたものであり、被告人が DID にり患し次第に症状が悪化していった原因として、劣悪な成育環境や性的暴行の被害があげられること、犯行当時 20 歳になったばかりの若年であることなどを考慮し求刑懲役 16 年に対し懲役 11 年を言い渡した。また、⑧判例において裁判所は、「被告人は、本件犯行を行った覚えがないと述べるものの、それは、非典型的な解離性同一性障害の精神症状である健忘に起因する合理的疑いが拭えない以上、それを被告人に不利にしんしゃくすることができない」、「原判決は、被告人の精神障害及びその精神症状についての判断を誤った結果、被告人に対し、不当に重い量刑をしたものといわざるを得ない」として原判決（懲役 2 年 8 月）を破棄し、被告人に懲役 3 年保護観察付執行猶予 5 年を言い渡した。その他、②判例において、裁判所は被告人の各犯行は DID が原因で引き起こされたものではないと判断しながらも、当該犯行において従属的立場にあったこと、不遇な成育歴に起因する DID にり患していることなどの事情を考慮して、懲役 2 年 6 月の求刑に対し懲役 2 年 6 月執行猶予 4 年を言い渡した（確定）。

後者に関して、⑭判例は、被告人はかねてより万引きを繰り返し、窃盗罪で罰金 30 万円および懲役 10 月執行猶予 3 年の判決を言い渡されており、本件は後者の執行猶予期間中の出来事だった。万引きの常習性が認められる被告人に対し、被告人に完全責任能力を認めた原審（⑩判例）は、DID や摂食障害などの精神障害を抱え、その症状に苦しみ、治療が思うようにはかどらず通常の日常生活を送れない中で、心身ともに不安定な状況下で本件各犯行に至った経緯

コントロール可能性に決定的な意味は見出さず、病的症状が犯行を支配していたかや、犯行の平素の人格との異質性あるいは人格の同一性の破綻の程度といった観点を重視する見解に親和的であると評価するものとして、東條明德「解離性同一性障害と責任能力判断」法学教室 520 号（2024 年）118 頁。

などを考慮して、被告人に再度の保護観察付執行猶予判決を言い渡した。なお、控訴審では一転して被告人に限定責任能力が認められたが、原審の量刑が維持されている。

その他、被告人の訴訟能力が争われた前掲名古屋地判令和元年判決は、窃盗事犯の常習性が顕著であると認められる被告人に対し、解離性障害等の精神障害が本件に影響を及ぼしていることや、被害弁償がされており、今後の更生に向けて地域生活定着支援センターの協力が期待できることなどの事情を考慮して、被告人に対し懲役1年2月を言い渡した（求刑懲役1年6月）。

IV おわりに

解離性同一性障害という精神障害が一般にも広く認識されるにつれ、裁判員裁判においても DID を有する者の責任能力判断について検討されることが増えている。他方で、過剰診断の懸念や鑑定意見が分かれることが多いこと、詐病と区別がつきにくく演技だと誤解を受けやすい点もある。しかし、最近の裁判例では、当該犯行に DID の症状が影響していたと認定される事例は多く、完全責任能力が認められても被告人が DID を有していたことを有利な事情として量刑において考慮するなど、同障害に対する理解が進んでいるように思われる。また、別人格が犯行に及んだ時の記憶を喪失している完全型だけでなく、主人格と別人格との間に意思や記憶の連続性が認められる不完全型でも、主人格が別人格の行動を止めることができなかつたという場合には、人格への支配の程度を考慮して被告人の責任能力の主張が認められる事案もでてきている。学説の議論の深化と、今後の事例や裁判例のさらなる集積が待たれる。